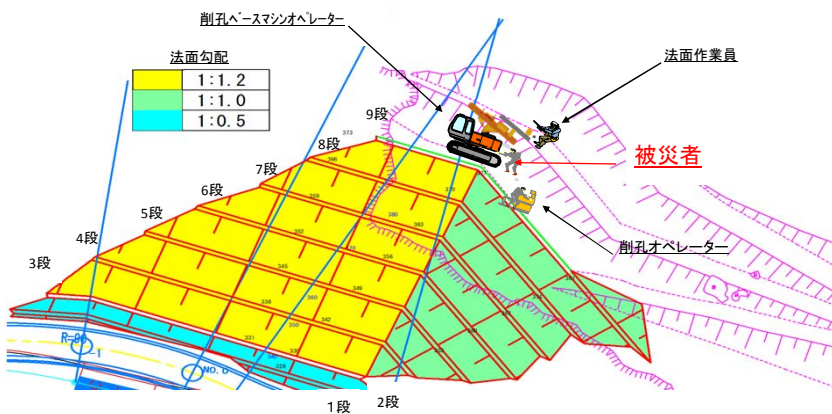


事故種類	労働災害	発生日時	平成28年12月6日10時30分	事故当事者	1次下請け
事故区分	その他	年齢性別	63歳 男性	職種	法面工
被災程度(全治)	左環指切断(休業1日・2ヶ月の局部安静)				
事故概要	被災者は、法面に鉄筋を挿入する作業を実施していた。削孔機に鉄筋挿入ロッドの取り付けを行っており、ロッドを手を持って削孔機のドリフター(回転部)先端のロッドカップリング内に装着する際に、ドリフターを回転させた状態で作業を行ない、装着後、ロッドから手を離そうとしたが手袋がロッドに引っかかり、手袋と指が巻き込まれ指を切断した。				
事故原因等	被災者は、削孔機に鉄筋挿入ロッドを取り付ける際にドリフター(回転部)を回転させた状態で作業を行い、ロッドに手袋と指が巻き込まれ指を切断した。ロッド交換作業においては、作業手順書に記載のとおり、ドリフター(回転部)が停止した状態で作業をする必要があったが、作業手順書を遵守されていないため、発生した事故。				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 削孔機のパトライトを見やすいように改良し、改良に伴う作業手順書の見直し。 作業手順書(ロッド交換時のドリフター(回転部)の停止)の遵守の徹底。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書(ロッド交換時のドリフター(回転部)の停止)の遵守の徹底。 				

事故状況図



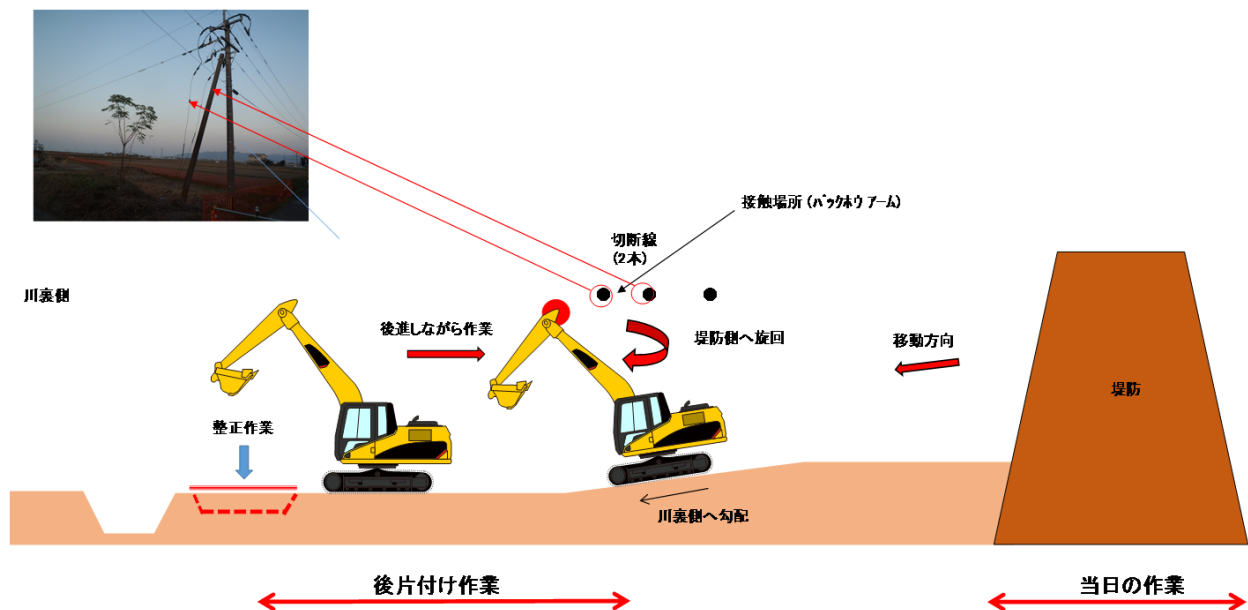
改善策



作業者と削孔オペレーター両方が機器の状況を確認できるようにパトライトを移動式に改良し、事故防止に努める。

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年12月8日 16時45分	事故当事者	1次下請け
事故区分	切断	年齢性別	50歳男性	職種	オペレーター
被災程度(全治)	第三者への被害無し				
事故概要	<p>一次下請けのバックホウオペレーターが、元請けより指示された堤防掘削(樋管本体床掘含む)の当日作業が終わり、周辺の後片付けを行っていた。その際、オペレーターは堤防川裏側に出来た轍に気づき、整正作業を独自判断により行った際に上空にある警報局の電源ケーブル2本をバックホウアームにて切断した。轍整正については、現場代理人の指示外の作業であり、事故を起こしたオペレーターより監理技術者、現場代理人への事前報告は無かった。また、架空線側の作業であるにもかかわらず、保護カバー、誘導員を配置せずオペレーターのための作業であった。</p>				
事故原因等	当日の作業予定にない作業であり、監視員がいない状態で作業を行った。				
改善策等	<p>【監視員配置】 ・架空線付近での作業は監視員を配置し、架空線付近での作業は監視員の指示に従い行う。 【防護設備】 ・架空線にカバーを取り付ける。 【KY及び朝礼時の周知徹底】 ・当日の作業予定にない作業を行うときは必ず元請業者に報告をしてから作業を行う。 ・架空線対策を意識したKY活動を協力会社と共に実施する。 【警告表示】 ・オペレーターが一目で確認できる位置に「架空線注意」を立て看板を設置する。</p>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の作業予定にない作業を行うときは必ず元請業者に報告をしてから作業を行う。 ・架空線防護を事前に実施する。 ・オペレータが視認できる位置に警告看板を設置する。 				

事故状況図



改善策



架空線にカバーを取り付け、注意喚起をする。



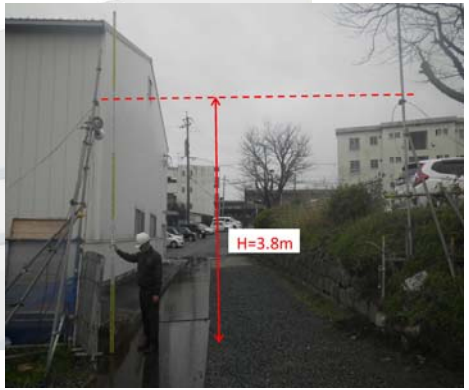
オペレーターが一目で確認できる位置に「架空線注意」を立て看板を設置し注意喚起をする。

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年12月26日 13時15分	事故当事者	1次下請
事故区分	切断	年齢性別	61歳,35歳男性	職種	運転手、同乗者
被災程度(全治)	NTT不通1戸				
事故概要	4tユニックにて、撤去した汚濁防止フェンスを現場外へ搬出中に、一般県道に接近した際、架空線(NTT)を支える吊り線ワイヤーと4tユニックのブームが接触し、吊り線ワイヤーを引っ張りずれが生じた際にNTT線(電話線・光ケーブル)を損傷、スパイラルハンガー及び引っ張り線を切断した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニック車へ汚濁防止フェンスを積み込み後、搬出する際にブームを完全に格納することなく走行した。 ・単管による高さ制限ゲートを設置していたが、大型車両退出後工期末近くであったため、単管の再設置を行わず、トラロープに変更していた。 ・誘導員が不在中(昼休み)に搬出した。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ブーム格納完了については、必ず複数人にて確認を行う。 ・新規入場者教育資料に上空架空線に対する注意喚起を追記するとともに、1人KY活動表に公衆災害防止に関するチェック項目を追記する。 ・高さ制限ゲートは、接触した際に運転手等が確実にわかるように、工期末まで単管等堅固なもので設置する。 ・搬出する際は、必ず誘導員を配置したうえで誘導員の指示に従い搬出するよう徹底する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ブーム格納完了については、必ず複数人にて確認を行う。 ・高さ制限ゲートは、接触した際に運転手等が確実にわかるように、工期末まで単管等堅固なもので設置する。 ・新規入場者教育資料に上空架空線に対する注意喚起を追記するとともに、1人KY活動表に公衆災害防止に関するチェック項目を追記する。 				

事故状況図



事故発生時のイメージ



高さ制限ゲート(トラロープ)破損状況

改善策

新規入場者教育資料(送り出し教育)
(皆さんへ)

当作業所安全厳守事項

1. 提出書類は必ず提出すること。(新規入場者教育指導・資格者の写し)
2. 朝礼、危険予知活動等には必ず参加すること。(危険予知活動は作業前に行い、記録用紙を記録簿から提出して作業開始すること。作業は必ず決められた作業手順で行い、「自分勝手な手順」や「なれ」による作業はしない。(高作業手作業等は除く。作業手順を必ず確認すること。)
3. 保護帽を着用し必ず顔面を覆うこと。空室上では常に安全帯を着用すること。(作業中に落下した際は、必要に応じて保護具を着用すること。)
4. くわすかたごでの作業及び通行はしないこと。車道は厳密な指定された場所で行うこと。(タワコ等の敷物は、火の始末に注意して敷き入れに禁ずること。空室上には絶対入れない。)
5. 喫煙・休憩所・倉庫の整理整頓は常に、空室、不燃物、可燃物は各倉庫にて片付けを行うこと。(各人にて現場に持ち込んだ物、弁当カフ等のゴミは、各人で持ち帰って処分すること。)
6. 前指を必要とする作業は必ず有資格者で行うこと。(前指時、前指作業は絶対行わない。資格者は必ず作業前本を携帯すること。)
7. 職長は作業前の体調を確認し、不調なものは絶対させない。(職長は、毎朝作業前に作業員の体調を確認し、不調なものは、休憩・帰宅等の処置を行うこと。)
8. 安全設備・安全確認は必ず実施すること。作業開始前に必ず確認すること。(やむをえず安全設備・安全確認等を動かした時は、作業終了後、必ず報告すること。)
9. 車線変更設備、ワイヤー等は作業開始前に行い、点検を確認すること。(職長は、有資格者を含めてワイヤーの点検を行うこと。)
10. 車線変更設備、ワイヤー等は作業開始前に行い、点検を確認すること。(公道では、交通ルールを守るとともに、現場内では、後方にて通行すること。)
11. 現場入り直進時(国道145号)は、一歩車間、歩行者の通行を優先させること。(公道では、交通ルールを守るとともに、現場内では、後方にて通行すること。)
12. 安全設備、安全確認は必ず実施すること。作業開始前に必ず確認すること。(トイレ掃除は、各作業員毎にトイレ掃除を行うこと。)
13. クレーン機内、所定の下方の危険箇所には、絶対入らないこと。(作業開始前にクレーン作業範囲は、運転台・カブテーションにて正しい作業区分の標示を行うこと。)
14. 喫煙は、住宅地に近接している。新築、修繕に注意して作業すること。(建設機械の急速移動・アイドリングストップの実施、パワットの巻き直し・エンジン・エアフィルターの交換等の打撃音・騒音がクラクションを出さないこと。)
15. 現場住民の方から質問、確認等を受けた際は、元請職員へ報告すること。(危険な作業が終了したら必ず指定された人員及び経路を案内し、責任者の確認を受けること。)

16. 事故は作業が終了した状態で必ず指定された人員及び経路を案内し、責任者の確認を受けること。
積荷の積み下ろし、搬出時は必ず指定された人員及び経路を案内し、責任者の確認を受けること。



新規入場者教育資料に「上空架空線」に対する注意喚起を追記

高さ制限ゲートを単管にて設置